主 文 本件抗告はこれを棄却する。 理 由

本件抗告理由の要旨は、

本件記録並に当裁判所の取寄にかかる被告人Aに対する龍ケ崎簡易裁判所昭和ニ 九年(ろ)第一九号、第二六号、第三九号、第四八号各窃盗被告事件記録による と、原裁判所は同被告人に対する右窃盗被告事件につき昭和二九年五月六日保証金 額を金一万円とし、同被告人の住居を東京都世田谷区a町b番地B方に制限して保 釈許可決定をし、これに基き同被告人は同日釈放されたこと並に原裁判所は同年八 月一二日同被告人が住居の制限に違反し、なお昭和二九年七月二九日午前一〇時の公判期日に召喚を受けながら正当な理由がなく出頭しないことを理由とし、右の保 釈を取り消し、保釈保証金を没取する旨の法定をしたことを認めることができる。 よって右保釈取消並に保釈保証金没取決定の理由とする事由の存否について考えてみるに、前記窃盗被事件記録によると、本件被告人Aは昭和二九年五月六日保釈許可決定により釈放された後、何等原裁判所に対する届出乃至は許可を得ることな く、保釈許可決定所定の制限住居から東京都品川区cd丁目e番地に住居を転じて いたものであり、しかも原審第四回公判期日に出頭して同年七月二九日の次回公判 期日に出頭すべき旨の告知を受けていながら、その期日に出頭しなかつたことが認 められるのである。そして右被告事件記録によると、同被告人は保釈出所中である 同年七月二〇日午前四時五五分頃栃木県那須郡那須村東北本線黒田原駅待合室にお いて司法警察職員により窃盗現行犯人として逮捕され次いで大田原簡易裁判所裁判 官の発した勾留状により黒磯警察署に勾留され、同年七月二九日の原審第五回公判期〈要旨〉日の当日は同署に勾留されていたことを認めることができるのであるが、 原裁判所が同被告人に対し住居を制〈/要旨〉限して保釈許可決定をしているのは、同 被告人が制限住居を離れるような場合には遅滞なくその旨を裁判所に届け出て許可 を受けさせ常に所在を明らかにして裁判所の召喚に対しては何時でもこれに応ずる ことができるようにさせるためであるから、同被告人が官憲により身柄を拘束され ている場合には他事件で保釈出所中であり現に公判審理が進行していることを当該 官憲に申し出て、公判期日に出頭できるよう適宜の手続を執るべきであるといわねばならないのであつて、同被告人が右のように同年七月二九日の原審第五回公判期 日当時所論ように別件の窃盗事件で勾留されていたとしても、同被告人が右の適宜 の手続を執るならば、前回の公判期日に直接告知を受けていた同年七月二九日の公 判期日に出頭できないわけではなかつたのである。同被告人が右の適宜の手続を執 つてもなお官憲が同被告人を原審第五回公判期日に出頭させなかつたものと認めら れる資料は存しない。従つて同被告人が原審第五回公判期日に出頭しなかつたのは 結局正当な理由に基かないものであるといわねばならないのであるから、同被告人は保釈許可決定所定の住居の制限に違反し且つ正当な理由なくして昭和二九年七月 九日の原審第五回公判期日に出頭しなかつたものと認められるのである。になら ばこれらの理由により同被告人の保釈を取消し、保釈保証金を没取した原決定は正 当であり、所論のように刑事訴訟法第九六条に違反するものではない。

仍て抗告人の本件抗告は理由がないから刑事訴訟法第四二六条第一項に則りこれを棄すべきものとし、主文の通り決定する。

(裁判長判事 近藤隆蔵 判事 吉田作穂 判事 山岸薫一)